

竹田市分別収集計画

令和7年9月1日改訂

1 計画策定の意義

竹田市は、久住高原や白水の滝などの美しくみどり豊かな自然や風景、長湯の炭酸泉や竹田湧水群などの特色ある地域資源を活かしながら、個性的で自然と共生した住みやすい里づくりを目指し、廃棄物リサイクルなどによるごみの減量化や環境との調和に配慮した地球にやさしいまちづくりを進めている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済のライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要である。そのためには、社会を構成する住民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、責任を果たしていくことが重要である。

そのような中で、竹田市では循環型社会形成の推進を図るため、平成24年度より廃棄物リサイクル施設(リサイクルセンター)を稼働している。これによって、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を推進し、最終処分場処理システムの構築を推進し、最終処分場への埋設を極力減らし、延命を図っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集を進めるとともに地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的として、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにする。また本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

住民・事業者・行政が一体となった、容器包装廃棄物の発生抑制・減量化を基本とした地域社会づくり

住民・事業者・行政が一体となった、リサイクル型の地域社会づくり

住民・事業者・行政が一体となった、衛生的で安全、快適な地域社会づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

区 分	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	1,450t	1,414t	1,379t	1,345t	1,312t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、分別に対する啓発を実施し十分な周知期間をおき市民、事業者のごみ処理に対する意識を深める。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会における 副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクル の取り組みやごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の ひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等 ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めもらう。さらに、リサイクルの必要性の理解を高め、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発教育・指導活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケットや 小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・ 買い物袋（マイバッグ）持参の奨励、販売包装の有料化

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の奨励やレジ袋等の 容器包装の有料化等により買い物袋（マイバック）が普及している。

今後も市民、事業者に対し十分な復及啓発、指導を行ったうえで、小売店での容器包装の使用の抑制を一層推進する。

- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、竹田市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック・段ボール ・それ以外の紙製容器包装
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食器トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	5.2t		5.1t		5.0t		4.9t		4.8t	
主としてアルミ製の容器	33.9t		35.0t		36.0t		37.1t		38.2t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	34.0t		34.0t		34.0t		34.0t		34.0t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	34.0t	t	34.0t	t	34.0t	t	34.0t	t	34.0t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	57.8t		58.4t		58.9t		59.4t		60.0t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	57.8t	t	58.4t	t	58.9t	t	59.4t	t	60.0t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	10.9t		10.9t		10.9t		10.9t		10.9t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	10.9t	t	10.9t	t	10.9t	t	10.9t	t	10.9t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.7t		0.7t		0.7t		0.7t		0.7t	
主として段ボール製の容器	122.0t		119.6t		117.2t		114.9t		112.6t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2.5t		2.5t		2.4t		2.4t		2.3t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	2.5t	t	2.5t	t	2.4t	t	2.4t	t	2.3t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	53.4t		53.9t		54.4t		55.0t		55.5t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	t	53.4t	t	53.9t	t	54.4t	t	55.0t	t	55.5t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8.5t		8.5t		8.5t		8.5t		8.5t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	8.5t	t	8.5t	t	8.5t	t	8.5t	t	8.5t	t

※ペットボトル等の容器包装廃棄物を引き渡す際には、引渡業者(委託業者)の適性を厳格に審査した上で契約し、容器包装の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針に基づき、適正に再商品化等の処理を行うこととし、契約期間の満了後に処理方法について文書にて報告を求めるよう特記仕様書に記載し、適正な処理をしていることを確認している。必要に応じて現場確認を行っている。(報告にて国内ルートを確認し、海外に輸出していない。)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定基準特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※ここであいう、直近年度（令和6年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

また、人口変動率は、次のとおり設定する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
18,202人 (対前年度比)	17,728人 (対前年度比)	17,267人 (対前年度比)	16,818人 (対前年度比)	16,380人 (対前年度比)
97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下記のとおり現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	市による定期委託収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん 類	市による定期委託収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙 パック	市による定期委託収集	民間業者
	段 ボ ー ル	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期委託収集	民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期委託収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・ペットボトル及びプラスチック製 容器包装は、市リサイクルセンターで選別保管した後、民間のリサイクル処理業者が運搬後、資源化する。

ガラスびん類・紙製容器包装(段ボール以外)は、市の中継施設で種類別に一時保管した後、民間のリサイクル処理業者のリサイクル処理施設に運搬後選別し、資源化する。

段ボールは、市リサイクルセンターで圧縮梱包し、一時保管した後、民間のリサイクル処理業者が運搬後、資源化する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑 かつ効率的に 進めていくため、ごみ集積所の設置に対する補助金等の支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。

第11期竹田市分別収集計画 の算出資料

各年度 の ごみ総排出量(t) と 変動率

(各種の資料)

R3年度	R4年度	変動率	R5年度	変動率	R6年度	変動率	変動率 平均値
6,234.960	6,123.850	-1.78%	5,895.490	-3.73%	5,582.650	-5.31%	-3.61%

R6*27.3%= 1,524.06

各年度の種別別の排出量(t) と 変動率

分別収集をする容器包装廃棄物の 種類	R3年度	R4年度	変動率	R5年度	変動率	R6年度	変動率	3ヶ年の 変動率 平均値
1 主としてスチール製の容器	9.43	9.72	3.08%	9.18	-5.56%	5.37	-41.50%	-14.66%
2 主としてアルミ製の容器	27.33	19.79	-27.59%	21.11	6.67%	31.98	51.49%	10.19%
3 無色のガラス製容器	16.65	26.03	56.34%	34.59	32.89%	33.98	-1.76%	29.16%
4 茶色のガラス製容器	25.24	41.11	62.88%	54.39	32.30%	56.81	4.45%	33.21%
5 その他のガラス製容器	0.00	8.06	#DIV/0!	10.68	32.51%	10.89	1.97%	#DIV/0!
6 主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの(原材料として アルミニウムが利用されているものを 除く。)	0.47	0.58	23.40%	0.52	-10.34%	0.73	40.38%	17.81%
7 主として段ボール製の容器	134.75	134.02	-0.54%	137.45	2.56%	127.05	-7.57%	-1.85%
8 主として紙製の容器包装で あって上記以外のもの	2.90	2.85	-1.72%	2.79	-2.11%	2.64	-5.38%	-3.07%
9 主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料、 しょうゆ等を充填するためのもの	46.10	46.85	1.63%	52.73	12.55%	52.3	-0.82%	4.45%
10 主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	5.81	13.68	135.46%	8.79	-35.75%	8.46	-3.75%	31.99%
計	268.68	302.69	---	332.23	---	330.21	---	

容器包装廃棄物の排出見込み量(t)

(修正内容)	採用した率	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
人口変動率を勘案	-2.60%	1,486.44	1,449.79	1,414.10	1,379.33	1,345.47	1,312.48
	採用値=	1486.0	1450.0	1414.0	1379.0	1345.0	1312.0

種類別の排出見込み量(t)

(修正内容)	採用した率	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
直近年度の人口変動率を勘案	-2.0%	5.26	5.15	5.05	4.95	4.85	4.75
排出量が概ね増加傾向であることから人口変動率と平均変動率等を勘案	3.0%	32.94	33.93	34.95	36.00	37.08	38.19
排出量が大幅な増減はあるものの、6年間の排出量がほぼ横ばいであること等を勘案	0.0%	33.98	33.98	33.98	33.98	33.98	33.98
排出量が大幅な増減はあるものの、6年間の排出量がほぼ横ばいであること等を勘案	0.9%	57.32	57.84	58.36	58.89	59.42	59.95
R1～3まで排出量が0であったが、直近排出がほぼ横ばいであること等を勘案	0.0%	10.89	10.89	10.89	10.89	10.89	10.89
排出量がほぼ横ばいであること等を勘案	0.0%	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73
直近年度の人口変動率を勘案	-2.0%	124.51	122.02	119.58	117.19	114.85	112.55
平均変動率、排出量がほぼ横ばいであること等を勘案	-2.0%	2.59	2.54	2.49	2.44	2.39	2.34
排出量が概ね増加傾向であること等を勘案	1.0%	52.82	53.35	53.88	54.42	54.96	55.51
平均変動率、排出量がほぼ横ばいであること等を勘案	0.0%	8.46	8.46	8.46	8.46	8.46	8.46
	計	329.50	328.89	328.37	327.95	327.61	327.35